## 高校通級の特別の教育課程について

教育支援検討委員会が中心になり、本人及び保護者の同意を得て、生徒の状況を把握し、自立活動に相当する 指導が必要になった場合、学教教育法施行規則 140 条に規定に基づき、校長は、対象生徒の特別の教育課程を編成 し、教育委員会へ届けます。そして、対象生徒の高校の教育課程に自立活動に相当する指導を加え、又はその一部に 替えることができます。週当たりの授業時数は、対象生徒の障がいの状態を十分に考慮して負担過重にならないよう に配慮していきます。



対象生徒は、かばんに特別の教育課程(特)と個別の教育支援計画を入れて、自立活動による指導を受けるために自校通級しませ





## O K高校 特別の教育課程に替える、加えるを実施





自校に通級担当教員がいないの場合、他の学校に定期的に通級する(他校通級)か、生徒のいる自校に通級担当教員が巡回する(巡回指導)を本人・保護者、両校、教育委員会とともに検討します。

## 〇 S 高校 特別の教育課程に加えるを実施

総合的な学習		障がいに	特
の時間	選択教科·科目	応じた特	別
(2単位)	(41 単位)	別の指導	活
			動
tn ż Z			
	の時間	の時間 選択教科・科目	の時間選択教科・科目応じた特

